

令和6年10月29日
防災くらし安心部

報道機関各位

高齢者交通死亡事故警報の発令について

令和6年10月21日（月）から10月28日（月）までの8日間に、高齢者が関係する交通死亡事故が3件発生しました。このため、本日付けで全県に「高齢者交通死亡事故警報（発令者：防災くらし安心部長、発令期間：10月29日（火）から11月4日（月）までの7日間）」を発令しました。

本警報の発令基準は、高齢者が関係する交通死亡事故が10日間で3件以上となったときとしており、今年初めての発令となります。

つきましては、県民の皆様に対し、下記事項をはじめ交通安全について注意を呼びかけて下さいますよう御協力をお願いいたします。

なお、上記期間中に、県内において発生した高齢者が関係する交通死亡事故の概要は、別表のとおりです。

記

- 1 「前後左右、目配り運転」で運転に集中しましょう。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認をしっかりと行いましょう。
- 3 日没時間が早まっています。早めのライト点灯とハイビームを積極活用しましょう。
- 4 夕暮れ時からの外出は、目立つ明るい色の衣服と夜光反射材を着用しましょう。

担 当：山形県防災くらし安心部
消費生活・地域安全課
課長補佐 秋葉 信
TEL 023-630-2682

報道監：次長（兼）危機管理広報監 小泉 篤